

議事日程(第1号)

平成25年9月6日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第42号 平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第43号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第44号 平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第45号 平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第46号 平成24年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第47号 平成24年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第48号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第49号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第50号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第51号 須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第52号 須恵町監査委員の選任について
- 日程第16 議案第53号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第54号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 報告第 3号 平成24年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第19 報告第 4号 平成24年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第20 発議第 1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 日程第21 陳情書 本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告

- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 4 2 号 平成 2 4 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 4 3 号 平成 2 4 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 4 8 号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 4 9 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 5 0 号 須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 5 1 号 須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 5 2 号 須恵町監査委員の選任について
- 日程第 1 6 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 報告第 3 号 平成 2 4 年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第 1 9 報告第 4 号 平成 2 4 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 0 発議第 1 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 日程第 2 1 陳 情 書 本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書

出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 田ノ上 真 | |
| 3 番 松 山 力 弥 | 5 番 田 原 重 美 |
| 6 番 荒 木 敏 光 | 7 番 吉 本 實 |
| 8 番 合 屋 伸 好 | 9 番 今 村 桂 子 |
| 1 0 番 三 上 政 義 | 1 1 番 柴 田 真 人 |
| 1 2 番 長 澤 誠 司 | 1 3 番 藤 石 豊 |
| 1 4 番 原 野 敏 彦 | 1 5 番 三 角 良 人 |

欠席議員（1名）

- 2 番 百 田 輝 子

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄 一 係長 百田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・	中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・	稻 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・	平 松 秀 一	理 事(地域振興課)・・	印 藤 勝 人
理 事(図書館長)・・	今 泉 智 明	理 事(公民館長)・・	安 川 敏 幸
総務課長・・・・・・・・	今 泉 俊 裕	まちづくり課長・・	吉 松 良 徳
住民課長・・・・・・・・	合 屋 勝 秀	税務課長・・・・・・・・	櫻 木 幹 夫
健康福祉課長・・	畑 江 達 也	都市整備課長・・	安河内 久 人
上下水道課長・・	石 井 浩 二	子ども教育課長・・	稻 永 修 司
社会教育課長・・	川 津 政 文	出納課長・・・・・・・・	大 塚 信 夫
総務課参事・・	満 行 誠	監査委員・・・・・・・・	百 田 清 二

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。

空梅雨のような6月を過ごした後は、とんでもない暑さになりまして、水の心配をしておるころになると、今度は1週間の長雨が続きまして。大変な気候になっております。ただ、幸いにも、議会災害対策本部を設置することなく終わったことを喜ばしく思っております。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出がっており、許可したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

ただいまから、平成25年第3回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、百田輝子議員より欠席の届け出が出ておりますので御報告します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。先ほど、議長のほうから暑さの次、大雨ということで、これは全世界的に大きな被害が出ております。それで終わればよかったんですけど、また竜巻ということで、非常にどうなっているのかなと思って、心配しております。9月の定例議会が天気のように荒れることなく、スムーズに進行されることを願っております。

それでは、ただいまより報告します。議会運営委員会の協議結果を報告します。

8月29日午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成25年第3回定例会の運営について協議をいたしました。今回、提出された議案は13件でございます。そのほか、報告2件、それから、中嶋町長諸報告及び閉会中の組合議会報告が3件、陳情1件、意見書1件でございます。

会期は本日9月6日より9月19日までの14日間といたしております。

委員会付託については、議案第42号から議案第47号までは決算認定関連議案であります。一括提案し、決算審査特別委員会に付託、議案第53号については予算審査特別委員会に付託することといたしております。陳情及び意見書については各委員会に付託するようにしています。

一般質問は9月12日午前9時より行います。一般質問終了後、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。また、最終本会議にて、糟屋郡篠栗町他1市5町財産組合議員の選挙を行う予定でございます。9月13日、現場視察は午前9時30分より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。第3回定例会の会期を、本日から9月19日までの14日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月19日までの14日間と決定しました。

日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、6番議員、7番議員を指名します。

日程第3．町長諸報告

議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 先ほどから、議長、あるいは議運の委員長が申されましたように記録的な猛暑日が続きまして、日本一暑い福岡県ということであったわけですが、台風15号の影響からか、現在、朝夕はめっきり秋らしく好季節となってきたわけですが。

ことは町政60周年ということですが、その上半期、非常に須恵町にとっては不運が続いておったわけですが、いろいろなことが一件落着をいたしまして、新聞報道によりまして、全国の1,742ある市町村の中で女性の長寿率が第9番目ということで、長寿のまちであることが報道されたわけですが、また、先々週行われました全国中学校の剣道大会において、須恵中学校が全国準優勝という輝かしい成績を収めました。公立中学校としては最高の成績を収めたわけですが、下半期に大いに期待の持てる兆しが見えてきたのではなかろうかと、各界、各層の方々の活躍に経緯を表すものでございます。

それでは、諸報告を申し上げます。

平成24年度一般会計決算について

まず、平成24年度の一般会計決算についてでございます。

平成24年度の一般会計決算につきましては、歳入総額81億656万6,822円に對しまして、歳出総額は79億3,349万6,837円、歳入差引額は1億7,306万9,985円でございます。前年度決算に比べまして、歳入は2.2%、歳出は2.7%の増となっております。平成24年度の決算は、歳入歳出ともに過去最高の決算額となりました。歳入総額につきましては、初めて80億を超えたわけですが、歳出総額につきましても、3年連続の決算額の増加を更新いたしております。

財政構造の弾力化を示します経常収支比率につきましては、84.9%から85.3%へ、わずか0.4%硬直化をしたわけですが、これは以前からお約束をしておりました積極的な財政運営、その結果をこの決算に表すことができたものと思っております。

では、具体的に歳入でございますが、国家予算の約2割を占めます地方交付税は、22億4,031万円でございます。率にいたしまして、1.5%の増となっております。ピーク時の平成12年度には24億円程度あった地方交付税でございますが、その直後に成立いたしました小泉内閣の聖域なき構造改革による三位一体の改革によりまして、交付税の削減が先行実施されたために、一時は18億円を切る寸前まで激減したわけでございますが、ここにきてようやく回復しつつあります。町の自主財源の7割を占めております町税でございますが、25億5,075万円となっております。固定資産税につきましては、24年度は3年に1度の固定資産の評価替えがありましたので、その調定額は下がったわけでございますが、税制改正によります年少扶養控除が廃止されたために個人住民税が増収となりまして、町全体では0.5%の増となっております。

次に、歳出でございますが、人件費は11億6,601万円ございまして、7,168万円の減額でございます。率にいたしまして2.1%の減でございます。職員給に対しましては、前年度末退職者7名、24年度の採用が1名であったわけでございますが、決算額といたしましては2,505万円の減額、率にいたしまして3.3%の減となっております。職員数につきましては、平成18年の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行革推進法でございますが、あるいは行財政改革集中プランに従いまして、この数をこれまで削減してきたわけでございますが、国が定員管理調査結果で公表しておりますとおり、須恵町の職員数は平成17年度181名が平成24年度は142名と、この7年間でおよそ40名の職員を削減いたしております。率で申しますと21.5%の削減ございまして、5人に1人をリストラしたという形になるわけでございます。その結果といたしまして、17年度の決算額をベースに算出しました7年間の職員給の減額累積額は、およそ9億7,000万円に達しておるところでございます。次に、普通建設事業費でございますが、9億4,763万円、2億5,589万円の増額になりました。率にいたしまして3.7%の増でございます。ちょうど私が就任しました10年前でございますが、当時のボランティアセンター、福祉センターを建設いたしました平成14年度を最後に、10億円を超える事業は財政事情によりできておりませんでした。15年度以降でみますと24年度は最大の事業費となっておりますわけございまして、近年になく大きな事業をやれた年ではなかったかと思っております。主な事業といたしましては、本年4月に開園いたしましたれいんぼー幼児園の建設、あるいは須恵中学校の校舎耐震補強、また、昭和63年建築以来、二十有余年経った本町の庁舎の空調改修、JAやすらぎ会館と九州自動車道の間を整備しました憩いの空間ポケットパークなどがございます。

次に、繰出金でございますが、24年度の特別会計への繰出金は11億8,183万円ございまして、前年度に引き続き、11億円を超えております。4,270万円の増額でございます。

率にいたしまして3.7%の増でございます。主なものといたしましては、国保、後期高齢者医療特別会計へおよそ6億8,200万円、公共下水道特別事業会計におよそ2億3,400万円、介護保険事業では2億1,700万円の繰り出しでございます。

財政調整基金、減債基金につきましては、利子、あるいは不動産売却収入など、およそ2億1,900万円を積み立てております。基金の取り崩しにつきましては、当初予算では減債基金2億8,000万円を、3月の補正予算では財政調整基金を9,400万円、繰入金の予算として計上しておたわけでございますが、最終的にはともに取り崩すことなく、財政調整基金、減債基金を合わせましたところの現在の基金残高は、27億1,100万円まで積みますることができました。これも、議員の皆様、町民の皆様方の御理解と御協力の賜物だと心より感謝を申し上げる次第でございます。なお、24年度におきましても、宝満堂様、喜楽鋳業様、株式会社ピーエムティー様から多額の御寄付をいただきましたことを御報告申し上げますとともに、改めてお礼申し上げます。

最後になりますが、議案の提出に合わせまして、財政健全化法によります財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足率を監査委員の意見をつけまして報告しておりますが、両比率につきましては、昨年度に引き続き、正常の範囲内であることを申し添えておきます。

水道事業決算について

次に、水道事業の決算でございますが、平成24年度水道事業決算についてでございます。

平成24年度は降雨も平年並みの量に恵まれ、水の安定的な供給もできたと思われまます。

平成24年度収支は、水道事業収益が消費税抜きで5億5,340万262円に對しまして、同経費は5億1,849万1,430円で、差し引き3,490万8,832円の黒字となりました。収入面では長引く経済活動の停滞、節水意識の浸透など、水需要の変化が進む現状にあって、水道料金の伸び悩みが生じておりますが、費用面では削減に努めてまいりましたので、3,490万円余りの純利益が生じました。その結果、当年度未処理欠損金は9,943万865円となりました。

今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に供給できますよう努めてまいりたいと考えております。

福岡ソフトバンクホークスのファーム本拠地について

次に、今話題となっております福岡ソフトバンクホークスのファームの本拠地のことについて御報告を申し上げます。

議員皆様方も御存じのように、先月の8月2日、福岡ソフトバンクホークスよりファーム本拠地球場の用地選定に係る公募が記者発表されました。志免、粕屋の両町長と協議し、志免炭鋳ばた山開発推進協議会として誘致に名乗りを上げるべく、指示をいたしております。その後、今回

の窓口であります金融機関より連絡が入りまして、正式な募集要項を受け取り、8月16日にばた山開発推進協議会代表者会、23日に本町議会特別委員会、同じく30日に推進協議会を開催し、いずれも賛成多数で承認をいただき、今後のスケジュールに沿った作業に着手しているところでございます。

現在、福岡県内外で24カ所、きょう苅田町と福岡市が名乗りを上げておりますので、24カ所になったわけでございますが、22市町が名乗りを上げており、誘致活動が活発に行われております。ほかの候補に比べ、3町にまたがりますばた山跡地が、交通アクセス、地理的状况、地域住民の支援体制、経済効果など、どれをとっても優位であることに間違いはありません。しかしながら、今後の誘致に関する条件といたしまして、造成工事等の極めてハードルの高い問題もでございます。閉山後50年近くを経過し、樹木こそ生い茂ったものの、これといった活路を見出せないまま据え置かれた状態で、これを千載一遇のチャンスとして捉えるのか、放置するのかを考えたとき、私は熟慮断行、トライすべきだと確信いたしております。また、福岡都市圏といいいながらも、宗像、糸島、筑紫地域に比べ、今ひとつプロモーションが少なく、これを、須恵、志免、粕屋、3町でなく、他町も含めた粕屋地域全体の誘致活動として捉え、いっそうの活性化を期待するものでございます。

どうか、議員各位を初め、住民と行政が一体となっかかり取りたいと考えておりますので、趣旨御理解の上、御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

県道志免・須恵線の全線開通について

次に、県道志免・須恵線の全線開通についてでございます。

県道志免・須恵線の全線開通につきましては御報告させていただいておりますが、県道志免・須恵線道路事業につきましては、昨年12月議会の諸報告において、平成25年7月末の全工事完了を目途とし、その後の供用開始手続を経て、全線開通予定であることを御報告いたしておりました。

現在、舗装工事が施工されておりますが、最終段階における各種工事等の日程調整の結果、本線の開通につきましては9月20日供用開始の公告、翌21日午後に全線開通となることが決定をいたしました。

平成19年12月の定例議会におきまして、周辺道路の渋滞解消及び周辺地域の開発促進、高速道路インターへのスマートアクセスなど、さまざまな経済効果を見込み、完成に向けて努力していくことを報告させていただいてから約6年、早期完成に向け御尽力いただきました本議会を初め、福岡県土整備事務所、並びに建設促進期成会、地元農区等関係各位に対しまして心からお礼を申し上げ、志免・須恵線全線開通の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に係りの事項

につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。——原野議員。

議員（14番 原野 敏彦） 今、町長からソフトバンク誘致の件の報告があったわけですが、志免町では町民からの電話等で賛成だということで、町民挙げてやっているのかわかりませんが、今回は千載一遇のチャンスであります。そういうことで、議員、行政、一体になるのはもちろんでございますけれども、町民を巻き込んだ話題性といいますか、宗像市等々でもやっぱり新聞等に出ておりますけれども、町民を巻き込んだ形でこの誘致を成功させたいなという思いでございます。

第1次審査、第2次審査とあるわけですが、もちろん第1審査はクリアできると思っておりますけれども、第2次審査のプレゼンテーション、これが一番やっぱり大きなキーポイントになるだろうと思うことではありますけれども、それよりか先に、やはり町民が一体となってこの誘致を促進するように働きかけるべきではないかなと思っておりますので、その辺の思いを町長のほうからちょっとお聞きしたいと思います。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） その件については、3町長、特に志免の町長からそういったプロモーションをするべきではないかという意見が出ておりました。きょう粕屋町も本議会が開催されると思っておりますが、粕屋町は手を挙げとったところは手をおろすと、粕屋独自のところは、ということの報告を受けておまして、24カ所が23カ所になるということですが、久山の動向をちょっと見たいと。久山はまだ手をおろしておりませんので、同じ糟屋郡内にそういった競争相手がある中で、糟屋郡一体となってということになると非常に厳しさがあります。

で、さきの全国町村長大会で地元選出の宮内代議士のところに行きまして、ソフトバンク関係者と首長と若干秘密裏にというか、相手の探りを入れたんですけれども、その中で、やはりそのときは久山も抜けてあったということで、私も遠慮して会わなかったといういきさつがあるわけですが、その辺、1次審査に通れば、何らかの形で。例えば、ぼた山の誘致の看板を上げるとか、あるいは、はんでん等を窓口職員に着せさせるとか、そういったプロモーションはやっていきたいなということでございますが、いずれにいたしましても、コンサルのほうにお尋ねしても、1次審査をクリアできたならばの話じゃないでしょうかということでございますので、1次審査を無事通過すれば、そういったプロモーションも考えていきたいというふうに思っております。

議長（三角 良人） いいですか。ほかに質問ございませんか。——これにて質問を終結します。

日程第4．議会報告

議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。
5番、田原重美議員。

議員（5番 田原 重美） おはようございます。

平成25年7月23日に行われました第3回7月粕屋南部消防組合議会臨時会の報告をいたします。

議案第11号財産の取得 災害対応特殊救急自動車について。下記のとおり財産を取得するため、粕屋南部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。契約の目的、災害対応特殊救急自動車購入。契約の方法、指名競争入札。契約金額、3,234万円。契約の相手方、福岡トヨタ自動車株式会社。提案理由としまして、粕屋南部消防組合第4次消防力整備計画に基づき、平成25年度事業として現在中部消防署に配備している災害対応特殊救急自動車を更新し、整備を図るものです。これは平成19年1月23日に購入して7年を経過しておりますので、7年で一応役目を終えるということです。その後、整備をして、南部消防署に配置をするということです。これは、全員賛成で可決しております。

議案第12号財産の取得 化学消防ポンプ自動車について。下記のとおり財産を取得するため、粕屋南部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。契約の目的、化学消防ポンプ自動車購入。契約の方法、指名競争入札。契約金額、4,903万5,000円。契約の相手方、株式会社消防防災福岡支店。提案理由としまして、粕屋南部消防組合第4次消防力整備計画に基づき、平成25年度事業として現在南部消防署に配備している化学消防ポンプ自動車を更新し、整備を図るものです。これは平成10年9月16日に購入して15年で一応更新ということになっております。これは後は整備して、中部消防署に非常用消防として配置するということです。全員賛成で可決しております。

次に、平成25年8月20日に行われました第4回8月粕屋南部消防組合議会臨時会の報告をいたします。

議案第13号平成25年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）。平成25年度粕屋南部消防組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1億421万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,312万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。一時借入金、第3条、一時借入金の最高額から7,440万円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を1億2,140万円とする。全員賛成で可決しております。

以上、報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。12番、長澤誠司議員。

議員（12番 長澤 誠司）須恵町外二ヶ町清掃施設組合定例会が開催されましたので、報告いたします。

去る8月27日、平成25年度第2回定例会が開催されました、議事日程につきましてはお手元に配付している資料のとおりでございます。

まず初めに、組合長報告におきまして、大牟田リサイクル発電事業につきまして、6月の運営協議会で阿蘇広域行政組合、菊池市を除く委員全員により5年間の事業延長が決定されたとの報告がっております。また、篠栗町の地元協議につきましては、クリーンパーク稼働協議会準備委員会が8月に発足し、来年度4月の本協議会の発足に向けて動き出したとの報告でございました。今後の泗水園につきましては、建てかえ、外部への委託等、検討していきたいとのことでありました。

続きまして、議案でございますが、議案第9号は専決処分を求めることについて、専決第1号組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてです。地方自治法第286条の第1項の規定により、平成25年3月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から田川地区清掃施設組合及び福岡県市町村災害共済組合を脱会させ、平成25年度4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に下田川清掃施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を変更する必要が生じ、専決しましたので、議会の承認を求めるものでございます。全員賛成で可決しております。

議案第10号専決処分を求めることについて、専決第2号須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）についてです。地方自治法第179条第1項の規定により、須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、承認を求めるものでございます。篠栗町側道路改良工事負担金について、改良工事の工期変更により翌年度への繰り越し施工することができる経費として3,256万5,000円の繰越明許費を設定し、専決処分をしたものでございまして、全員賛成で可決しております。なお、須恵町側道路改良工事につきましては、本年度で完了予定であります。

議案第11号は、平成24年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。決算総額につきましては、歳入総額25億1,035万2,470円、歳出総額24億2,333万7,862円で、歳入歳出差引総額8,801万4,608円となっております。黒字でございます。須恵町の分担金としましては、4億9,650万8,000円で、3町分担金総額の29.55%となっております。全員賛成で可決しております。

議案第12号は、平成25年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)についてです。歳入歳出予算の総額からそれぞれ384万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ25億6,900万4,000円とするものです。主なものですが、歳入につきましては、前年度繰越金の増額、構成3町分担金の増減額、須恵町、志免町、宇美町、2町の委託事業収入の減額で、須恵町負担金につきましては、1,341万2,000円減の5億4,130万円となっております。歳出につきましては、電気料の値上げによる光熱水費増額、RDF施設、リサイクル施設の委託契約の見直しによる委託料の減額などがございます。全員賛成で可決しております。

最後に、報告第1号平成24年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてです。繰越明許費繰越計算書につきましては、3,256万5,000円の繰越額、財源内訳、全額一般財源との報告がございました。

なお、議案書及び平成24年度歳入歳出決算書等につきましては、議員控室に置いておりますので、御参照ください。

以上、報告終わります。

議長(三角 良人) 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。10番、三上政義議員。

議員(10番 三上 政義) 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告をさせていただきます。

平成25年8月30日に糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合におきまして、第2回定例会が開催されました。

議案第3号は、平成25年度一般会計補正予算(第1号)で、歳入歳出予算の総額5,440万2,000円に歳入歳出それぞれ466万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ5,906万9,000円とするものでございます。主な補正要因は、歳入では森林整備加速化林業再生事業補助金50万円と、前年度の繰越金でございます。歳出では林道建設費156万円、造林業委託料100万円、庁舎管理費で議場内装工事、トイレ浄化槽手数料等に要する経費が追加補正されており、議員定数削減に伴う歳費の減額12万円も見込んでおります。賛成多数で可決されました。

議案第4号は、平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額6,799万2,926円、歳出総額6,282万5,411円、歳入歳出差引額516万7,515円、実質収支額516万7,515円となっており、賛成多数で認定しております。

次に、日程が追加され、議案第5号といたしまして、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合組合長の選挙が提案されました。提案理由は、組合長佐伯勝重氏の辞任に伴う組合長の選挙を行うもので、任期は平成25年9月1日から平成29年8月31日の4年間でございます。新組合長に、

住所、糟屋郡粕屋町大字江辻284番地、氏名、篠崎久義氏が提案され、賛成多数で新組合長に就任されました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——今村議員。

議員（9番 今村 桂子） 南部消防組合の補正の歳出のところ、用地購入費というのが9,921万6,000円出ておりますが、この場所はどこに決定されて、広さはどれぐらいなのか。今後多分、建設が予定されると思うのですが、人件費等も上がってくるのだろうと思いますが、その辺の作業等も今後あるのかどうか、お願いします。

議長（三角 良人） 田原議員。

議員（5番 田原 重美） 場所は、粕屋町大字仲原字曲り1852番2、地目は田、地積は954平方メートルと、同じく、粕屋町大字仲原字曲り185番1号、これも地目は田です、728平方メートル、合計して1,682平方メートルです。坪数にしまして508.8坪です。それで、取得価格は9,921万6,000円です。坪単価が19万5,000円となっております。

あと、場所は、イオン前の道をまっすぐ仲原へ走っていくと、あの大きい道です、あれもっと行ったら粕屋中学校ありましょ、その先の大きな信号機ありましょが、あれのちょうど角地になります。

議員（5番 田原 重美） 28年度に2署1出張所ということで、今度、新しい粕屋町の分が1出張所できるとです。今、資料では23年度で147名の定員が165名の定員になるとです。そして、それで消防車両が1分隊3人から4人体制のを、ここ幾つやったかな……。9人ですかね、1サイクルが3人3交代制かなんか。非常用救急車が1台と消防車が1台できるとですかね、その出張所に。

ちょっと後でもう1回調べて、報告します。

議長（三角 良人） いいですか。ほかに質問ございません。——これにて質問を終結します。

これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第42号から議案第47号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5．議案第42号

日程第6．議案第43号

日程第7．議案第44号

日程第8．議案第45号

日程第9．議案第46号

日程第10．議案第47号

議長（三角 良人） 日程第5、議案第42号平成24年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第43号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第44号平成24年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第45号平成24年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第46号平成24年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第47号平成24年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上、6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。大塚出納課長。

出納課長（大塚 信夫） それでは、議案第42号から議案第46号までの平成24年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括して御説明申し上げます。なお、先ほどの町長報告と一部重複する部分があるかと思いますが、よろしく願いいたします。また、監査委員による決算審査については、7月25日から8月20日まで実施されまして、意見書を提出していただいております。決算の内容、主な財政指標等、御参照いただければと思います。

まず初めに、議案第42号平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定であります。別冊の決算書10ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額8億656万6,822円に對しまして、歳出総額79億3,349万6,837円で、歳入歳出差引額、形式収支としましては、1億7,306万9,985円です。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額が415万6,000円を差し引いた実質収支額は1億6,891万3,985円となっています。この実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支は3,842万524円の赤字で、これに財政調整基金の積立額2億1,901万7,000円を加えた実質単年度収支額は1億8,059万6,476円の黒字となります。

2ページ、3ページの歳入の主な構成比ですが、1款町税31.5%、2款地方贈与税0.8%、6款地方消費税交付金2.8%、9款地方交付税27.6%、11款分担金及び負担金1.2%、

12款使用料及び手数料2.3%、4ページ、5ページに移りまして、13款国庫支出金8.7%、14款県支出金5.9%、15款財産収入1.4%、18款繰越金2.6%。19款諸収入3.7%、20款町債10.1%で、歳入合計額の予算に対する収入率は98.0%、調定に対する収入率は97.9%となっています。

次に、歳出の主な構成比ですが、6ページ、7ページをお願いします。1款議会費1.5%、2款総務費13.2%、3款民生費40.5%、4款衛生費12.1%、6款農林水産業費2.5%、8款土木費7.0%、8、9ページに移りまして、9款消防費3.7%、10款教育費10.0%、12款公債費9.4%で、歳出合計額の予算に対する執行率は95.9%となっています。

次に、議案第43号国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、178ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額31億3,828万9,096円に対しまして、歳出総額31億3,203万9,543円で、歳入歳出差引額は624万9,553円となっており、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ますと、295万8,063円の黒字となり、24年度は法定繰入金以外の一般会計からの繰入金が2億2,668万円ありますので、実質単年度収支は2億2,372万1,937円の赤字となります。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.0%、調定に対する収入率は91.4%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.8%であります。

次に、議案第44号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、212ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億5,037万2,541円に対しまして、歳出総額2億3,822万1,100円で、歳入歳出差引額は1,215万1,441円、実質収支額も同額です。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.9%、調定に対する収入率は98.2%、歳出合計額の予算に対する執行率は96.0%となっています。

次に、議案第45号公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、230ページをお願いいたします。

歳入総額10億3,930万6,601円に対しまして、歳出総額10億3,184万2,477円で、歳入歳出差引額は746万4,124円で、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越額が80万円ありますので、差し引いた実質収支額は666万4,124円となっています。

歳入合計額の予算に対する収入率は99.8%、調定に対する収入率は97.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.1%となっています。

最後に、議案第46号農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、252ページ

をお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 8,057万6,034円に対しまして、歳出総額 7,697万1,377円で、歳入歳出差引額は360万4,697円、実質収支額も同額です。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.3%、調定に対する収入率は98.6%、歳出合計額の予算に対する執行率は95.8%となっています。

以上、よろしく御審議方をお願いいたします。

議長（三角 良人） 次に、石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） おはようございます。

議案書の6ページをお願いいたします。議案第47号平成24年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度須恵町水道事業会計決算書を監査委員の意見をつけて認定に付するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の平成24年度水道事業会計決算書で説明させていただきます。

1ページ、2ページをお願いいたします。平成24年度須恵町水道事業決算報告書でございます。なお、以下、消費税込の決算額を述べさせていただきます。

（1）収益的収入及び支出のうち、収入は第1款水道事業収益、決算額5億8,100万1,544円、前年度比0.6%の減でございます。主なものは、その他営業収益の給水申込加入金の減でございます。次に、支出は第1款水道事業費用、決算額5億3,010万4,315円、前年度比3.5%の減でございます。予算額に比べ、1,838万7,685円の不用額が出ておりますが、主なものとしましては、配水及び給水費、修繕費等の執行残によるものとなっております。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。（2）資本的収入及び支出のうち、収入は第1款資本的収入、決算額3,448万9,350円、前年度比41.0%の減でございます。これは石綿管改良工事に伴う企業債及び国庫補助金の減収でございます。次に、支出は第1款資本的支出、決算額2億867万2,512円、前年度比2.3%の減でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,418万3,162円は、損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第42号から議案第47号については、議長を除く13人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第47号は決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、特別委員会の正副委員長については調整ができておりますので、報告します。委員長は合屋伸好議員、副委員長は今村桂子議員であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますですが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。休憩に入ります。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11．議案第48号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第48号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。櫻木税務課長。

税務課長（櫻木 幹夫） それでは、議案書7ページをお開きください。

前回の専決議案におきましては、少し時間をとりすぎてしまいましたので、今回は端的に御説明をさせていただきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第48号でございます。須恵町税条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されております。同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ公布されておりますので、当該条例の一部を改正する必要が生じておりますので、提案するものでございます。

改正部につきましては、次のページ、8ページ以降に添付しております。また、新旧対照表につきましては12ページ以降に添付しております。また、詳細な説明資料につきましては、皆さんのお手元のほうにお配りしているかと思います。

今回の大きな改正の内容につきまして、まず、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われております。市町村が公的年金の支払いをする際に徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1の額とするということで見直しが行われております。それから、金融課税の一体化が行われております。まず、金融商品に係る損益

通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式が変更となっております。さらに、少額の上場株式等に係る配当、譲渡益等の非課税措置が拡充となっております。詳細につきましては、また委員会等でお話ししたいと思いますので、どうぞよろしく御審議方お願いいたします。

以上でございます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、議案第 48 号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 48 号須恵町税条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 12 . 議案第 49 号

議長（三角 良人） 日程第 12、議案第 49 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） それでは、議案書 31 ページをお願いいたします。

議案第 49 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由としまして、地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成 25 年 6 月 12 日にそれぞれ公布されたため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものでございます。

34 ページ、新旧対照表をお願いいたします。附則の第 3 項においては、上場株式等に係る配当所得の分離課税について、特定公社債等の利子所得が対象に追加されたことに伴いまして、配当所得を配当所得等に改めるものでございます。附則第 6 項においては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の係る分離課税に改組されたことに伴い、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定として整備をいたしております。35 ページの改正前の附則第 7 項、8 項、次のページの 9 項、11 項、39 ページの 16 項については、法令では国民健康保険税について独立した規定をおいていないこと、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条令の性格を踏まえ、削除するものとしております。35 ページへ戻っていただきまして、改正後の附則第 7 項は、第 6 項において株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等と上場株式等に改組されたことに伴い、上場株式等に係る上場株式等の分離課税について整備したことに伴う規定の新設でございます。36 ページの附則第 8 項は、附則 10 項の規定の繰り上げでございます。

37 ページの附則第 9 項は附則第 12 項の繰り上げでございます。附則第 10 項は附則第 13 項

の規定の繰り上げでございまして、38ページの附則第11項は附則第14項の規定を繰り上げ、条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の実所得等が対象に追加されたことに伴い、配当所得を利子所得、配当所得、及び雑所得に改めております。附則第12項は附則第15項の規定を繰り上げるものでございます。

33ページへ戻っていただきまして、附則の第1条でこの条例は平成29年1月1日から施行する、第2条で改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は平成29年旧年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、28年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第49号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第13・議案第50号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第50号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書40ページでございます。議案第50号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由としまして、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

42ページの新旧対照表をお願いいたします。附則の第3条、延滞金の割合の特例は地方税の延滞金の割合の見直しに合わせた改正でございます。改正前の納付期限後1カ月以内の割合特例措置を、改正後では特例基準割合の定義を改め、納付期限後1カ月以内の割合については特例基準割合に年1%を加算した割合に改め、納付期限後1カ月を過ぎた割合につきましては特例基準割合を年7.3%を加算した割合を追加するものでございます。

41ページの附則の第1条で、この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。第2条としまして、改正後の附則第3条の規定は延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものにつきましては従前の例によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第50号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号須恵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第14・議案第51号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第51号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。畑江健康福祉課長。

健康福祉課長（畑江 達也） 議案書43ページをお願いいたします。議案第51号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定について。

須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例は、廃止するものでございます。

提案の理由といたしまして、この条例の効力が平成25年3月31日限りで失効したため、提案するものであります。

この条令につきましては、DV対策や自殺予防などの弱者支援や自立支援事業の強化を行うため、事業に要する費用に対し交付金を受け入れるために基金の管理関係を条例化しておったものでございますが、条令の効力が失効しておりますので、廃止をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

御審議よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第51号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号須恵町住民生活に光をそそぐ基金条例を廃止する条例の制定についてを、文教厚生委員会に付託します。

日程第15・議案第52号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第52号須恵町監査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 44ページでございます。議案第52号須恵町監査委員の選任についてでございます。

須恵町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条の規定によりまして、本議会の議決を求めるとでございます。

提案理由といたしましては、識見を有する者からの選出であります監査委員の百田清二氏が、平成25年12月21日をもって任期満了となるために、2期目の再任を提案するものでございます。

経歴につきましては45ページに添付いたしておりますので、参照していただきたいと思っております。

住所が大字佐谷387番地2、氏名、百田清二、生年月日、昭和26年1月9日、任期といたしまして、平成25年12月22日から平成29年12月21日まででございます。

よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第52号を各委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号須恵町監査委員の選任についてを各委員会に付託します。

日程第16・議案第53号

議長（三角 良人） 日程第16、議案第53号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書は46ページをお開きください。議案第53号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第3号）でございます。

地方自治法の規定により、平成25年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページでございます。平成25年度須恵町一般会計（第3号）は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、総額に歳入歳出それぞれ6,777万6,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ79億2,172万円とする。第2項補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。第2条地方債の補正ですが、地方債の廃止は第2表地方債補正により、第3条債務負担行為の補正ですが、債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるものでございます。

次に、2ページ、第1表歳入でございますが、主なものを申し上げます。8款地方特例交付金につきましては、交付額の確定により366万9,000円の増額計上でございます。9款地方交付税は、今回の補正の歳出総額に対し歳入の不足する額について、普通交付税267万

9,000円により財源手当てをいたしております。18款繰越金は、24年度からの繰越金の留保額を全額計上いたしております。20款町債につきましては、第2表で説明をいたします。

次に、3ページ、歳出の主なものでございますが、3款民生費では、2項児童福祉費に保育士等処遇改善事業費などを計上いたしております。6款農林水産業費、1項農業費においては、農業基盤の整備事業費800万円の追加計上でございます。8款土木費、4項都市計画費において、旧焼却場跡地の測量調査設計費など、合わせて840万円。9款消防費は、消防組合負担金の追加などでございます。10款教育費においては、4項の幼稚園費で南幼稚園のエアコン購入費など、合わせて1,267万2,000円などを計上いたしております。11款災害復旧費は、農地の災害復旧工事費として100万円の追加でございます。

次に、4ページでございます。第2表地方債補正、廃止でございますが、起債の目的、交通安全対策事業債、限度額440万円を廃止するものでございます。これは、同様の起債を24年度の補正予算の繰越明許費にも計上いたしております。結果的にそちらのほうの24年度国庫補助事業が採択されましたので、25年度の当初予算に計上いたしておりますこの起債を廃止し、減額するものでございます。

次に、5ページ、第3表債務負担行為の補正でございます。追加でございますが、事項、糟屋南部消防組合負担金、組合が24年度に借り入れた起債の償還金について、平成25年度から29年度まで5年間、限度額87万円の債務負担行為を設定するものです。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第53号については議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので、御報告します。委員長に合屋伸好議員、副委員長に今村桂子議員であります。

日程第17・議案第54号

議長（三角 良人） 日程第17、議案第54号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書47ページでございます。議案第54号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるとでございます。

別冊の補正予算書22ページでございます。平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ472万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ32億8,476万1,000円とするものでございます。款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

23ページの歳入でございます。3款1項国庫負担金の減額補正は、歳出の後期高齢者支援金納付金と介護納付金の確定によりその補助率で補正をいたしております。2項国庫補助金の減額補正も1項と同様、納付金の確定によるものと、税制改正システム委託料の全額補助対象により、補正をいたしております。5款1項前期高齢者交付金の減額補正は、支払基金からの決定通知により補正をいたしております。6款2項県補助金の減額補正につきましても、国庫負担金同様、後期の支援金と介護納付金の確定により補正をいたしております。9款1項繰越金は、前年度の繰越金が確定しておりますので、今回計上をいたしております。

次のページ、歳出でございます。1款1項総務管理費の追加補正は、税制改正システムの電算改修委託料を補正しております。3款後期高齢者支援金と4款前期高齢者納付金と6款介護納付金の補正は、各納付金の決定通知により確定しておりますので、今回補正をいたしております。9款1項償還金及び還付加算金の追加補正は、24年度の実績による退職者医療療養給付費及び特定健診に返還金が出ておりますので、補正をしております。10款予備費の追加補正は、収支の調整により補正をいたしております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第54号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第18・報告第3号

議長（三角 良人） 日程第18、報告第3号平成24年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。報告を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書48ページをお開きください。報告第3号平成24年度須恵町健全化判断比率の報告について。

平成24年度須恵町健全化判断比率について、財政健全化法の規定により監査委員の意見をつ

けて別紙のとおり報告をいたします。

次の４９ページでございます。一般会計の実質赤字比率及び一般会計から各特別会計、水道事業会計まで含めたところの連結実質赤字比率は、赤字額がないため、ございません。それから、実質公債費比率１０．８％、将来負担比率４３．９％。ちなみに、平成２３年度は、実質公債費比率が１１．５％、将来負担比率が４３．２％でございました。

以上のとおり、報告をいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第１９．報告第４号

議長（三角 良人） 日程第１９、報告第４号平成２４年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。報告を求めます。石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） 議案書の５０ページをお願いします。報告第４号平成２４年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

平成２４年度須恵町公営企業の資金不足比率について、財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

５１ページをお願いします。１、平成２４年度公営企業の資金不足比率でございます。特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の３会計とも、資金不足比率には該当しておりませんので、御報告いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第２０．発議第１号

議長（三角 良人） 日程第２０、発議第１号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題とします。提出議員の説明を求めます。３番、松山力弥議員。

議員（３番 松山 力弥） 意見書について説明します。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）について、会議規則第１３条の規定により、荒木議員を賛成議員として提出します。

平成２４年８月３０日付、議員発、発議第１号にて、地球温暖化対策に関する地方財源を確保、充実する仕組みの構築を求める意見書が採択となり、須恵町を初め、全国で５８５市町村が意見書を国に提出しています。国においても、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置

を平成24年10月に導入しましたが、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまり、制度創設にはいたっていません。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものにするためには、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や、豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠であります。しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落、低迷や、林業従事者の高齢化、後継者不足の厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった状態が続いています。

これを再生させることともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安全的な財源確保を講ずることが急務であり、石油石炭税の税率の特例により、税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く要請するため、意見書を提出したいと思っておりますので、御審議方よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本意見書の取り扱いについて各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出については各委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

日程第21．陳情書

議長（三角 良人） 日程第21、本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する陳情書を議題とします。

本陳情は、国旗は日本国の象徴であり、地方自治体旗は貴自治体の象徴です。国旗及び自治体旗に対して敬意を表すためにも、本会議場の正面に日本国旗及び地方自治体旗を掲揚するよう求めた陳情でありますので、各委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月12日午前9時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午前11時36分散会
